

地方小規模大学における研究支援の取組としての 外部資金申請書作成支援

○岡本 拓士 (株式会社ハロモナス)

1. はじめに

日本の大学に URA 制度の導入を試み始めてから、15 年近くが経過した。産学連携コーディネーターを URA の一種と考えると、すでに四半世紀を経過し、その間に各大学等の研究機関への配置が進められた。2022 年現在では、URA を配置している機関数は 202 機関、URA の人数は 1671 名である¹⁾。この時、調査対象となったのは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、大学共同利用機関で、総数は 1,076 機関である。つまりここには、産業技術総合研究所、農業・食品産業技術総合研究機構などの国立研究開発法人を含んでおらず、また他の独立行政法人、地方公設試、民間企業、社団法人にも研究者は多数在籍しており、URA と同様の職務を持つ者もいる。このため、(U)RA を配置する機関数、人数共に、先述の調査よりさらに多いと思われる。他方、大学等の 4/5 には、URA が配置されていないという事でもある。

科学研究費助成事業(科研費)は、「人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする²⁾」ものであり、幅広い分野・職責の研究者をカバーする研究費である。例年、採択されている研究者の所属大学が 800 校程度であることから、ほとんどの大学で、所属する教員・研究者が申請していると考えられる。

ここで研究機関を科研費採択件数でソートした際の 200 位周辺を確認すると、科研費で実施中のプロジェクト(採択課題)は 60-70 件程度、それに対して配分される間接経費の総額は年間で 20-30 百万円程度である。この間接経費のうち、半額を研究支援に関する人件費に用いることができるとしても、2-3 名程度となる。機関側は、科研費での研究の実施にあたって経理的・事務的に管理する責務があるほか、申請の取りまとめや各種ガイドラインへの対応、さらには研究倫理教育の実施・受講確認など、付随する関連業務は多岐に渡り、2-3 名程度で対応できる業務量ではない。このため、科研費の採択数で 200 位程度の機関であってもその間接経費で事務負担を全て賄うことは困難であると推測され、小規模機関は小規模である程人件費の持ち出しを余儀なくされており、各大学にこれ以上の URA の配置も見込めないと思われる。

科研費申請書の特性を考えると、「将来」の「研究」という二つの不確かなものを同時に取扱い、また研究目的を自身で定めるため不明瞭になりやすく、その一方で公的資金への申請書としては具体性・公益性が求められる。また特に基盤研究(C)などの比較的少額のプログラムでは、同じ専門分野の研究者が評価を行うピアレビュー形式であり、書面のみでの評価のため申請者は追加で情報提供など修整ができず、審査委員の合議もほとんどないなど、評価バイアスがとて出やすい審査でもある。さらには毎年のように制度変更もなされていて、これは資金制度全体が改善を図る面では望ましい一方、研究者にとっては逐次の学習・対応が求められる。科研費で採択されるためには、これらの特性を理解し、申請書上でバランスよく適切に反映することが望ましいが、これは研究者個人では達成困難であり、機関レベルでノウハウを蓄積し、研究者に個別具体的に伝える必要がある。

そこで、申請ノウハウの横展開を念頭に、申請書のチェックを通じて小規模大学・機関やそこに所属する研究者を支援してきたので、事例として紹介する。

【参考文献】

- 1) 文部科学省科学技術・学術政策局 産学連携・地域振興課「令和 4 年度大学等における産学連携等実施状況について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1413730_00001.html (2024 年 7 月更新、2024 年 11 月 6 日閲覧)
- 2) 日本学術振興会「令和 7 年度科学研究費助成事業公募要領、基盤研究(A・B・C) 挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究」2024 年 7 月 16 日公開

